

(表)

六センチメートル	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の身分証明書	番号
六センチメートル	官 職 氏 名 写 真	年 月 日生 年 月 日発行 国 土 交 通 大 臣 団

八・五センチメートル

(裏)

六センチメートル	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (保安規定) 第十二条 6 前項の検査に当たつては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。 7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (保安規定) 第三十七条 5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。 6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは、「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは、「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十七条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。 (立入検査等) 第六十八条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。 2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八条の二第二項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第二項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第二項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 5 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (処分等についての同意等) 第七十一条 2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。 3 第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。 第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一の二 第十二条第六項（第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 六 第六十八条第一項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	六センチメートル
----------	--	----------

八・五センチメートル